

【別紙】本財団が行う、主な海事関連貸付事業の主な内容

○【低・脱炭素船舶建造資金貸付制度】・・・本記事参照（建造船舶の燃料種類別による募集予定額の設定や、融資限度額の変更など 2025 年度から制度の一部変更を行います）

○【一般設備資金及び一般運転資金貸付制度】

1) 貸付資金種類：[設備資金] 船台、ドック・工場・事務所・機械・などの新設、改修に必要とする資金、及び、土地取得資金（造船関係事業の用に供しない土地は対象外）。鉄道・運輸機構との共有船の建造、船舶の改修に必要とする資金

[運転資金] 資材仕入・販売・加工・製造・諸経費支払いに必要な資金

2) 貸付期間：設備資金／15 年以内、運転資金／5 年以内

3) 利 率：年 1.6 %以内（全期間固定金利、6 カ月後払い）

4) 利用対象者：造船業・造船関連工業・海運業（機構共有船建造資金・船舶改修資金）など・

5) 貸付限度額・融資率：設備資金／20 億円（財団が認めた場合は 40 億円）、運転資金／10 億円（財団が認めた場合は 20 億円）、所要資金額の 80%以内（ただし機構共有船建造資金は 2025 年度より所要資金額の 20%以内）